



NOZAWA news

やすらぎと安心の創造

株式会社ノザワ
<http://www.nozawa-kobe.co.jp>

Vol. **2**

2005 — Autumn

平成17年9月発行

アスロックの魅せる新たな表情。 「調布のアパートメント」



「新建築」の表紙を飾ったこの建物は、ほぼ同じ外形の二棟を90度回転させて配置した共同住宅で、鉄骨下地（一部RC）の外壁にアスロック現場着色疎水剤仕上げをご採用いただいています。

アスロックはオフィスビル用と思われがちですが、住宅の実績は以外と多く、また単調になりがちなオフィスビルに比べると、住宅は意匠にこだわりを持ち、アスロックの可能性を試される場になっています。

この建物も、高い意匠性であるがゆえに施工難の部分もありましたが、結果すばらしい作品となり、アスロックの新たな仕様が誕生しました。

所在地：東京都調布市下石原
設計：石黒由紀建築設計事務所
施工：佐藤秀
外壁：アスロック60mm厚品
（現場着色疎水剤仕上げ）
主な掲載誌：新建築 2005年2月号
住宅建築 2005年7月号



（写真提供：平賀 茂）



石綿対策はノザワにご相談ください。

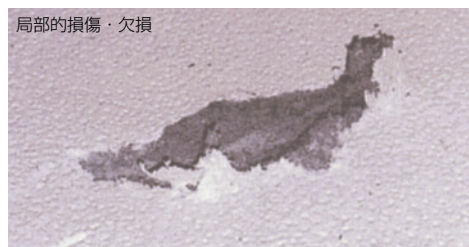
調査～石綿除去（または封じ込め）～リフォームを
環境配慮を第一に、一貫した対応をいたします。

調査

あなたの建物に、写真のような症状は見られますか。
石綿が含有している場合は、早期の対策をおすすめします。
ご依頼いただければ、石綿含有の分析と、適切な工
法のアドバイスをさせていただきます。

石綿障害予防規則（平成17年7月1日施行）第10条

- (1) 事業者は、その労働者を就業させる建築物に吹き付けられた石綿が損傷、劣化等によりその粉じんを発散させ、労働者がその粉じんにばく露するおそれがあるときは、当該吹き付け石綿の除去、封じ込め、囲い込み等の措置を講じなければなりません。
- (2) 事務所又は工場の用に供される建築物の貸与者は、当該建築物の貸与を受け2以上の事業者が共用する廊下の壁等に吹き付けられた石綿等が損傷、劣化等によりその粉じんを発散させ、労働者がその粉じんにばく露するおそれがあるときは、(1)と同様の措置を講じなければなりません。



(引)用：「既存建築物の吹き付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術指針・同解説」、日本建築センター

除去工事(封じ込め工事)

除去とは… 吹き付け石綿を全部除去して、他の非石綿建材に代替する方法をいいます。この方法は吹き付け石綿からの発じん防止の方法として効果的であり、損傷、劣化の程度の高いもの（脱落・繊維の垂れ下がりが多いもの等）、基層材との接着力が低下しているもの（吹き付け層が浮き上がっているもの等）、振動や漏水のあるところに使われているもの等は、完全に除去することが必要です。

封じ込めとは… 吹き付け石綿の表面に固化剤を吹き付けることにより塗膜を形成する（塗膜性封じ込め処理＝表面固化形）、吹き付け石綿の内部に固化剤を浸透させ、石綿繊維の結合力を強化する（浸透性封じ込め処理＝浸透固化形）ことにより吹き付け石綿からの発じんを防止する方法をいいます。



これらの工事の発注先は、有資格者のいる業者であれば法令上問題ありませんが、より高い安全管理・環境配慮をご希望の場合は（財）日本建築センターが行っている「吹き付け石綿除去／封じ込め工事に係る審査証明事業」の認定を取得している業

者を選ぶことをおすすめします。

ノザワは、この審査証明事業の認定をいち早く取得し、技術を蓄積していますので、安心しておまかせください。詳しくは、ホームページをご覧ください。

<http://www.nozawa-kobe.co.jp/jpi.html>

リフォーム

石綿除去後は、同等の耐火・断熱性能を有する吹き付けロックウール、巻付材（いずれも無石綿）など

の被覆材をご希望により施工いたします。



アイデア
施工

ルーバー施工例

建物名：高松港旅客ターミナルビル
所在地：香川県高松市
設計：日建設計
施工：鹿島、竹中、地崎JV



近年、アスロックはデザイナーの方々のアイデアにより、外壁、間仕切壁以外の部位にも使用されるようになり、その代表的な部位が「ルーバー」です。ルーバー用の素材は、金属系・木質系に加えセラミック系が登場しましたが、セメント系で適した製品が無かったことから、アスロックが注目され、全国的に実績が増えています。使用方法は、外壁部分に縦使いする方法が一般的ですが、横使いをしたり、天井部分に使ったり、傾きを付けてみたりと様々です。

ただ、アスロックは外壁材、間仕切材として開発した経緯から、両端部を線で支える構造になっており、点で支持することは出来ませんので、取付方法にはご注意ください。

最寄りの支店・営業所にお問合せいただければ、過去の施工例をご紹介します。



ワンポイントレッスン

石綿障害予防規則の施行について

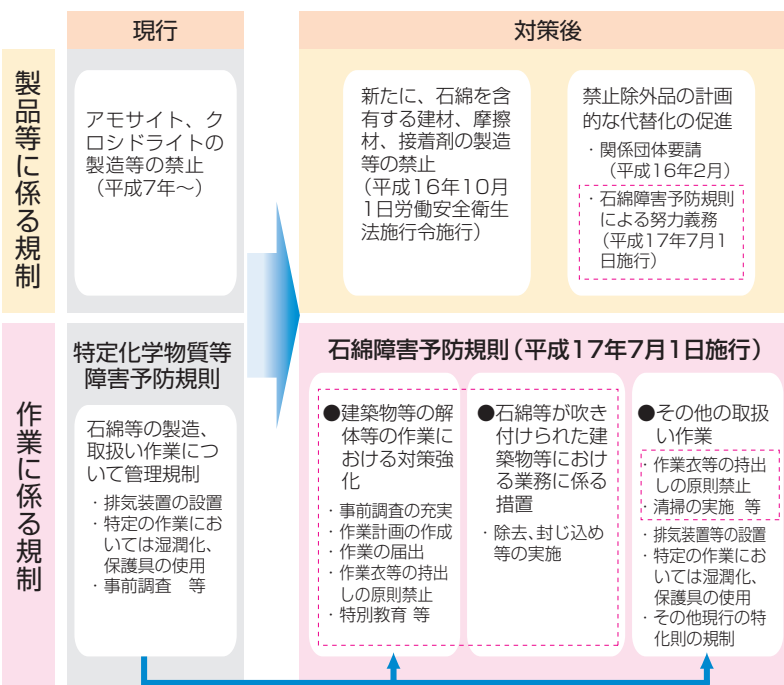
平成17年7月1日に、石綿障害予防規則が施行されました。この法律は、既に施行済の石綿含有建材の製造等禁止に加え、関係労働者の健康障害防止対策の充実を図る目的で制定されました。概要は表の通りですが、詳しくは厚生労働省のホームページをご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/topics/2005/02/tp0224-1.html>

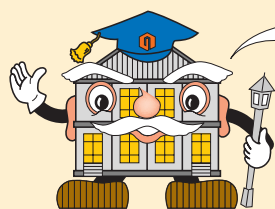
これにより、建築物所有者が解体工事を発注する場合に、請負者に対して石綿含有建材の使用状況等を通知するよう努めなければなりません。また、発注者は請負者に、法令に基づく必要な措置を妨げるおそれのある契約条件を付さないよう配慮しなければなりません。

同時に、建築物所有者・貸与者には、吹付け石綿に対する措置が定められました。吹付け石綿が損傷や劣化により粉じんを発生している場合、除去、封じ込めなどの措置を行わなければなりません。

なお、石綿対策については、左ページをご参照ください。



[] は、石綿障害予防規則の制定により対策が強化されたもの



よくあるご質問にお答えします。メール送ってね。
hakase@nozawa-kobe.co.jp

異人館博士の Q&A

Q3. 建物に石綿含有製品（過去のアスロックやスレートなど）を使用している場合、健康への影響は無いのか。

A3. 石綿がセメントで固化されているため、石綿飛散の可能性は低く、石綿粉じんが呼吸器に入る事により発生する石綿疾病の原因になることは、少ないと判断しています。

解説3

アスロックやスレートは、現在無石綿製品に切り替え済ですが、過去出荷した石綿含有品は、非飛散性石綿含有製品に該当します。

石綿が人体に影響をもたらすのは、吸入によって取り込まれる一定サイズの石綿繊維です。従ってセメントで石綿を固定してあるアスロックやスレートなどは、切断等の加工をしない限り、人体へ影響を及ぼすことは少ないと判断しています。

日本石綿協会の調査では、長期間使用した石綿を含んだ建材（非飛散性石綿含有製品）の、手ばらし作業を行ったときの石綿粉じん濃度データは、作業を行っていないバックグラウンドと変わらない値を示しています。従って、長期間使用した建材に含まれている石綿が飛散する可能性は非常に低いと考えられます。

（社）日本石綿協会ホームページQ&Aより
<http://www.jaasc.or.jp>

Q4. また、どのような管理上の注意が必要か。

A4. 使用状況を調査し、記録する努力義務がありますが、非飛散性石綿含有製品に該当するアスロックやスレートなどは、解体時まで原則措置は不要です。

解説4

事業者（建築物所有者・管理者）は、建築物への石綿含有製品の使用状況（部位、種類、数量など）を把握し、その結果を記録するよう努める必要があります。使用状況の把握は、設計図書等により行いますが、当社の製品が記載されている場合は、お問合せください。飛散性石綿含有製品（吹付け石綿など）が使用されていた場合は、損傷状況により早期の対策が必要ですが、非飛散性石綿含有製品に該当するアスロックやスレートなどは、石綿がセメントで固化されているため、石綿の飛散の可能性は非常に低いと考えられ、解体や改修工事を行うまでは、特段の措置は必要ありません。

なお、建築物を解体する場合には、事業者が解体工事請負人に対し、使用状況を通知するよう務めなければなりません。

NOZAWA Information



内装用左官材

やすらぎと安心の創造

ふらの
調湿
しっくい

◆「ふらの調湿しっくい」新発売

このたび、ノザワはしっくい調内装仕上材「ふらの調湿しっくい」を発売しました。この「ふらの調湿しっくい」は、吸放湿性、脱臭性に優れており、シックハウスの原因となるVOCの吸着性も高い、住む人に優しい内装仕上げ材です。

■特長

①吸放湿性

JIS A 6909（建築用仕上塗材）の吸放湿性基準（70 g/㎡以上）を上回る 100g/㎡（塗布厚 2mm の標準タイプの場合）を有します。

②VOC（揮発性有機化合物）吸着・脱臭機能

脱臭性が高く、性能を長く保ちます。トルエン、ホルムアルデヒド、アンモニア、トリメチルアミン、硫化水素などの VOC や、生活環境で発生する悪臭物質の吸着、脱臭性は、珪藻土など他の吸着剤を上回る性能を持っています。また、しっくいには吸着した物質を分解する働きがあり、脱臭性を維持します。

③速い施工、ひび割れしない塗材層を形成

施工が容易で、意匠性も自在。

■対象建物

住宅、店舗、公共施設、医療施設、学校等

■参考価格

3500 円/㎡（材工）



神戸あれこれ
（編集後記に代えて）

◇第二話 神戸で祇園祭り？

祇園祭りは京都でしょう？ と言われそうですが…

神戸の中心部から有馬温泉への道沿いに、その名も「祇園神社」！があります。播州広峰神社から京都八坂神社へ「牛頭天王（スサノノミコト）」の分霊を移す途中、この地に一泊したことから、京都に祀られた後にこの地でも祀られ、祇園さんと呼ぶようになったそうです。

ここで毎年7月13～20日の8日間「祇園まつり」があるのです。京都の「祇園祭」とは比べ物にならないほどのお祭りですが、幾つもの出店が立ち、子供達にとっては夏休み前の一大イベントです。まあ、わかりやすく言うと「大きな縁日」ですが、辺りの人達は親しみを込めて、「祇園さん」と呼んでいるのです。

現在、某テレビ局では源義経のお話が放送されていますが、源氏に対する平家の頭領である清盛は、神戸への遷都（福原京）を図り、この神社のすぐ近くに「雪御所」を構えました。現在、「上祇園」「三宮」などと共に、地名だけが残っています。清盛は、海潮の響きが聞こえる（今は無理）祇園神社の山寺を、計画立案場所として利用していたそうです。

次回は、あの有名な神戸ルミナリエのウラ話です。



祇園神社入り口（絵：中井 繁）



不燃建材のリーダー
株式会社
ノザワ

本社
〒650-0035 神戸市中央区浪花町15番地
TEL. 078-333-4111 FAX. 078-393-7019

（編集・発行）建設商品部
〒104-0033 東京都中央区新川1丁目24番8号
TEL. 03-5540-6511 FAX. 03-3552-4820



PRINTED WITH
SOY INK

2100

このパンフレットは、古紙配合率100%再生紙と環境にやさしい植物性大豆インキを使用しています。